

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、王寺町長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

令和二年二月十八日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（王寺町都市計画図作成）
- 二 測量の地域 北葛城郡王寺町全域
- 三 測量の期間 令和二年二月十日から同年三月三十一日まで